

千葉県環境審議会大気環境・水環境合同部会（第2回）

日時：平成26年10月22日（水）午前10時～

場所：プラザ菜の花3階

出席者：別紙のとおり

議事内容

事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから環境基本法第43条に基づく千葉県環境審議会に設置する大気環境・水環境合同部会を開催いたします。

本日御審議いただく諮問事項は8月22日の第1回合同部会に引き続き、環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針案についてでございます。

次に、会議の取り扱いについて説明させていただきます。この会議及び会議録は千葉県環境審議会運営規定第9条第1項の規定により原則公開となっております。ここで御はかり申し上げます。本日の会議につきましては、公正かつ中立な審議に支障が無いものと考えられますので公開としたいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員 異議なし

事務局

ありがとうございます。それでは傍聴者を入場させてください。

※傍聴者入場

事務局

ここで、矢沢環境生活部次長から御挨拶を申し上げます。

矢沢環境生活部次長

おはようございます。環境生活部次長の矢沢でございます。本日は御多忙の中、また、御足下の悪い中、委員の皆様方におかれましては、大気環境・水環境合同部会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日ごろ本県の環境行政の推進に御指導いただいておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針案については、去る8月22日に当合同部会に附議され、委員の皆様方に御審議をいただいているところでございますが、その際、部会長から、再度すべての委員の御意見を集約するようにとの御指示をいただきました。

本日は、基本方針案に係る委員の皆様方の御意見と県の考え方につきまして御説明させていただきますので、御審議の程よろしくようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いたします。

事務局

続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様の御紹介ですが、申し訳ございませんが、お手元にお配りしております千葉県環境審議会大気環境・水環境合同部会出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきたいと思っております。

次に、資料確認をさせていただきたいと思っております。次第が一番上についているかと思っております。続きまして、本日の出席者名簿、裏は委員名簿となっております。それから基本方針案の諮問の文書が両面にごございます。次に関係資料一覧というものがあると思っておりますけれども、資料1から3、加えまして参考資料1から参考資料6になってございます。なお、参考資料1議事録につきましては、現時点でまだ最終調整が整ってございませんので、委員限りということでお手元に配付させていただきました。

以上が本日の資料ですけれども、不足等ございましたら、事務局にお申し付けさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、次に本日の合同部会ですけれども、委員総数15名のうち、現時点で10名の委員の出席をいただいております。半数以上の出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により会議は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、安達合同部会部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願ひいたします。

安達部会長

それでは、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人は坂本委員と桑波田委員にお願いします。両委員、よろしくお願ひいたします。

それでは議事を進めます。

前回から審議を継続しております、環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針案について、を議題とします。

まず初めに、前回部会において、環境保全協定工場における地下水採取量が平成25年は昭和48年と比較して大きく減っている原因について、事務局の方で改めて調べて回答するという事になっていたもので、その点について説明をお願いします。

続いて、8月に開催した合同部会において、諮問事項の取りまとめに向けて、改めて全委員に対し意見照会していただくよう事務局に指示しておりますが、2か月ほど前のことなので、具体内容である「環境保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）」について、再度簡単に説明していただき、その後、今回意見照会していただいた基本方針（案）に対する委員の皆様からの御意見それに対する県の考え方について、事務局から説明をお願いします。

説明は着席のままで行ってください。

水質保全課長

水質保全課でございます。前回、8月22日の合同部会の御質問でございました、環境保全協定締結企業における地下水揚水量の減少理由について、御説明いたします。

御手元の資料1をご覧くださいと思います。こちらの資料の中に、中ほどに環境保全協定工場における地下水採取量というグラフがございます。このグラフは、昭和48年から平成25年までの間の、環境保全協定締結工場における1日当たりの地下水採取量の実績を示したものでございます。

こちらをご覧くださいますと、昭和48年から昭和51年にかけて大きく変化してございます。また、昭和60年から平成2年にかけて3分の1ほど減少してございます。

この理由ですけれども、2番、3番に記述もございしますが、初めに昭和48年から昭和51年の減少について、こちらにもありますように、その当時の千葉県では北西部を中心に著しい地盤沈下が見られるような状況がございました。そういったこともありまして、予防的な見地から規制措置が講じられるように、当時の公害防止協定ですが、それが改正されるなどの規制の強化が図られたところでございます。

また、規制地域以外においても、自主的に地下水の採取を規制する動きが見られましたが、特に千葉市から富津市にかけての京葉臨海部地区においては、過剰な揚水の状態にあったということで、昭和49年の3月には41工場と、昭和51年には6工場と、揚水量の削減も含めた、当時の公害防止協定を締結して、地下水採取の規制を指示したところです。それと併せて、工業用水の整備もされてきたという状況でました。

さらに、各企業に対しても節水の取り組みをお願いした結果、グラフにもありますが、昭和48年に比べて7割以上地下水の揚水量は削減されたという状況でございます。

3番の昭和60年から平成2年の減少についてですけれども、協定企業の一部は、工業用水法という法律がございしますが、この工業用水法の指定地域に立地しております。この工業用水法の中で、基準を満たさない井戸については昭和61年10月以降使用できないということになりましたので、昭和60年に比べて平成2年の揚水量は4割以上削減されたというところでございます。

以上、まとめますと、1の記述にもございますように、地下水採取量の減少については、当時の公害防止協定に基づく採取規制や、工業用水の整備に伴う工業用水道等への切り替えによる効果が非常に大きい、さらに、それに加えて、各工場、各企業個々の節水の取り組みが採取量の削減に大きく寄与していると考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

環境政策課副課長

環境政策課でございます。

環境政策課の方からは、環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針案ということで、部会長の方から話がありましたとおり、まず、基本方針案について簡単に説明させていただきながら、その後、委員の皆様からいただいた意見を集約しましたので、いただいた意見に対する県の対応について御説明させていただきたいと思っております。

まずは、御手元の資料の資料2をご覧くださいと思います。環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針案ということでございます。ページをめくっていただいて3ページですけども、その説明をさせていただきたいと思っております。

まず、基本的な考え方ですけども、現行の規定を維持していく、ただ、法令改正により新たに環境基準が設定された微小粒子状物質 PM2.5 や排出基準が設定された項目等について条文及び別表への追加等を行うことにより、引き続き公害の未然防止を図り、地域の環境保全に資することを基本的な考え方としていきたい。

対象工場ですが、(1) のところにありますとおり、現行の協定締結工場とする、ということにさせていただきたい、ということでございます。

2番目に締結期間ですけども、現協定が平成27年3月いっぱい切れるものですから、平成27年4月1日から平成32年3月31日の5年間という形で締結していきたいということでございます。

改定の内容ですが、大きく大気汚染の防止と水質汚濁の防止、この2点に分けてございます。細目協定につきましては、大気関係と水質関係の細目協定がございますので、この2点について改定していくということでございます。

具体的には、大気関係につきましては、微小粒子状物質 PM2.5 対策の追加ということで、これにつきましては条項の新設ということになります。先ほど申し上げたとおり、環境基準が平成21年9月に設定されておりますが、達成率が非常に低い状況である。PM2.5 の発生源は、ここにも書いてあるとおり、工場や自動車、自然由来等多岐にわたるものの、従来の固定発生源、移動発生源における粒子状物質対策は有効とされている。また現在、国において PM2.5 に関する現象解明や、削減対策等の調査検討が進められており、県においても環境成分の調査や発生源の調査を国と連携して実施している、というところでございます。

そこで、PM2.5 に関するこれらの調査結果や今後の知見の集積等を踏まえながら、県市が必要に応じて対策を求めた場合に、企業がこれに応じるというような旨の規定を盛り込んでいきたいと考えているのが1点目でございます。

続きまして、2点目が粉じん対策の充実ということ。東京湾臨海部の降下ばいじん量については、近年横ばいとなっているところですが、依然として、県や市に苦情が寄せられているということで、対策の強化を求める地元市の要望が多いということで、地域への粉じんの飛散影響が考えられる企業を対象に、粉じん対策の充実の規定を盛り込んでいきたいと考えてございます。

以上が、大気汚染防止の関係でございます。

2番目が水質汚濁の関係ですけども、1点目が有害物質の追加ということで、水質汚濁防止法の有害物質として新たに追加されました1,4-ジオキサンを追加していく、さらに排水基準が改正されました1,1-ジクロロエチレンについては排水基準の修正をするということが1点目でございます。

2点目としまして、底質の測定項目を追加していくということで、先ほどの1,4-ジオキサンについて、底質の測定項目に新たに追加していきたいということでございます。

1ページめくっていただいて、地盤沈下の防止ということで、地下水の採取量を超過した場合の手続きの追加ということでございます。

地下水採取量については、現在工場ごとに定めているところですが、当該採取量を超過した場合の手続きの規定がなかったものですから、条文に追加していきたいということでございます。

以上が、環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針案でございますが、この基本方針案について、前回会議の終了後、委員の皆様に関しましてはこれに関する意見をいただいたところでございます。それに対する対応につきまして、資料3をご覧くださいと思います。

資料3に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

まず、今御説明した、基本方針案の1番目の基本的な考え方についてですけれども、委員の方からは、特に異論は無いという意見をいただいております。

続きまして、改正内容の方に入らせていただきますけれども、1点目の大気汚染の防止についてでございます。第1回の合同部会の意見も、この資料3の中には集約して入れてございますので、これが意見照会した部分と前回の意見というように考えていただければと思います。

まず、1回目の合同部会の意見として、光化学スモッグ対策についても協定に盛り込むべきではないかという意見をいただきました。これについては、現協定において光化学スモッグの発生抑制を図ることを目的として、揮発性有機化合物の使用施設等における排出削減対策を盛り込んでいるところですので、引き続き、光化学スモッグ対策については取り組んでいきたいというお答えをさせていただいております。

続きまして、PM2.5についてでございます。これに関する意見が一番多かったのですが、まず第1回の合同部会の時の意見ですけれども、PM2.5に関して県が行っている調査は、今後、濃度削減対策を考えて行く上でも重要な調査であり、続けていただきたい。その上で、明らかになった部分から、公平性を保つような形で、企業等に対策を実施してもらえば良いと考えられるので、今回の協定の改定の中にPM2.5に関する項目を盛り込むことは、今後の県民の健康保護にとって非常に役に立つ、というようなありがたい意見をいただきました。

2点目としましては、PM2.5の発生源は、工場、自動車、自然由来等の多岐にわたるものの、従来の固定発生源、移動発生源における粒子状物質対策は有効とされているという記述があるわけですが、これに、船舶や航空機も発生源で、現場は環境に配慮しているということですので、発生源の例示に加えるべきであるという委員意見もございました。

これにつきましては、右側の方に対応を書かせていただきましたが、基本方針案の記述に船舶、航空機というものをに入れて、文案を作って対応させていただきたいと考えてございます。

3番目でございます。PM2.5については、環境基準が設定されているにもかかわらず、達成率が低いことから、何らかの対策を講じる必要があることは理解できる。ただ、自然由来を含め発生源が多岐に渡り、PM2.5の発生源の約6割を占めると言われる、二次粒子の生成機構も未解明であり、人為起原の発生源からの影響度もいまだ明確になっていない状況で、項目の追加には時期尚早の感はぬぐえない。しかしながら、細目協定の期間が五年間であること、それが国が発生源調査等PM2.5の現象解明を検討していることに加え、千葉県も三カ年計画で発生源調査を実施することを踏まえ、今回の協定改定において項目を追加することはやむを得ないと考えられるということで、原因については十分にわかっていないのだけでも、協定の改定の期間、五年間ということを考えると、この間の中で、PM2.5対策を盛り込んで行くことはやむを得ないのだろうということで、意見をいただいております。

次に、PM2.5については、発生源が多岐にわたるため、その影響度を精緻に評価した上で、公平性を持って協定締結企業と対策について協議すべきと考える、という意見もいただいております。また、同様の意見ですが、第1回の合同部会の時に、協定は臨海部企業と締結しているので、PM2.5について発生源等が明確になった際には、臨海部企業以外の所にもきっちり対策を打っていかないと効果は得られない、との意見をいただきました。これにつきましては、PM2.5の発生源は自然由来も含めて多岐にわたるため、成分分析等を進めることにより、それぞれの環境への寄与割合を把握し効果的な対策を検討していきたいと考えております。

なお、協定締結企業にPM2.5対策を求める場合には、県、市、企業間で協議するプロセスが必要であると考えております。

続きまして、PM2.5に関する新設条文のイメージについてということですが、これはお手元の参考資料5の4ページをご覧くださいと思います。この資料は前回の資料でございますけれども、この4ページの一番下の部分に○で新設条文のイメージとして書かせていただいております。

「微小粒子状物質に係る大気汚染に係る環境基準を達成するため、甲が行う調査や今後の知見を踏まえ、甲が対策を求めた場合には乙はこれに応ずるものとする。」というところですが、今申し上げた文章は、表現がきつすぎるので、例えば、甲が対策を求めた場合は乙は協議に応ずるものとする、と修正することを要望するとの意見をいただいております。これにつきましては、今後、協定企業の方々とも協議をしていくわけですので、委員の意見を踏まえながら、環境の保全に関する細目協定書の条文等について、今後、協定締結企業と協議させていただきたいと考えてございます。

続きまして、裏面をご覧くださいなのですが、水質汚濁の防止の関係でございます。意見としまして、地盤沈下防止に関わり、地下水採取量を超過した場合の手続きを条文に追加するという方針は、河川水と同じく、地下水を公水として扱うための第一歩であり、高く評価できる。ただし、地下水を公水と扱うためには、地下水を管理できるということが前提となり、これが大きな課題となる。

しかしながら、当該東京湾湾岸地域は地質構造、地下水に関する情報は蓄積されており、環境研究センターにおいて、1970年代の地下水流動、地盤沈下シミュレーションに関する先進的な研究成果がある地域でもある。地下水盆管理に関する取り組みの歴史、実績のある千葉県からその先進的な事例を発信し、当該地域における適正な採取量の根拠を示すとともに、地下水を貴重な資源として使うことにより保全するという方向も検討させていただきたい、という御意見をいただきました。

対応としましては、現況において依然としていまだに地盤沈下が見られておりますので、一部の地域においては1年間に2センチメートルを超える沈下も確認されている状況です。

また、地盤は一度沈下すると回復は困難なことから、現行の地下水揚水規制を維持していくことが重要であると考えています。なお、当該地域における地下水の適正な採取量については、現在も継続的に実施している揚水量調査や地下水の水位の調査等があるわけですが、そういったものを活用しながら引き続き研究をさせていただきたいと考えております。

最後に、その他になりますが、第1回の合同部会の意見として、水循環を公的なものとして捉えるという形になってきているので、県としても地下水の利用ということを含め、大きな流域内でどのくらいのものが利用できるか、利用するのが望ましいか、そういう見地からシミュレーションを早い時期に作っておいた方がいいという御意見。

2点目としまして、水に関する行政には、2014年7月に施行された水循環基本法の理念を活かした取り組みをしていただきたい。さらには、地球温暖化の影響が顕在化している現在、多様な水資源を状況に応じて選択できる状況を担保することが、千葉県の福利につながるのの御意見。

上の二つの意見につきましては、水循環基本法についてなのですが、現在、国において法に基づく基本計画の策定作業が進められていると聞いておりますので、そういった国の動向を踏まえつつ、対応を検討していきたいと考えてございます。

以上が、環境の保全に関する細目協定改定に関する基本方針の説明と、委員の皆様から頂いた意見に対する県の対応でございます。

安達部会長

有難うございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

山室委員

地下水について、この資料1では昭和48年よりも平成25年は97.5%減とのことなのですが、活動の取り組みでは、今も一年間に2センチメートルという沈下を確認されているということで、そうしますと、これだけ減らしても沈下しているということは、把握されていない地下水の利用があるのか、それとも地下水の採取とは全く別の地盤沈下の原因があるのか、その辺りはどのようにお考えでしょうか

水質保全課長

水質保全課でございます。先ほどの、地盤沈下2センチ以上とのお話ございましたけれども、昨年度の調査では地域的には外房地域の方でございました。

ですので、東京湾沿岸部の状況ですと、平成25年度は、2センチ以上の沈下は見られていないという状況にはございます。

色々な地盤沈下の要因はあろうと思います。当然のことながら、地下水の採取、あるいは天然ガスのかん水の採取、あるいは地層上の特色、そういったものもございまして、一概には申し上げられませんが、やはり現行の地下水採取の規制というのは必要だと考えておりますので、引き続き規制を続けさせていただければと考えております。

山室委員

私も規制は大切だと思うのですが、規制をしてもなお下がっていくということは、さらにそのメカニズムの解明と、それを防止するような規制が新たに必要なのかの検討、この場ではまだいいと思うのですが、将来的には検討した方がいいのではないかと思います、御質問させていただきました。

安達部会長

他にいかがでしょうか。

岡田委員

この間も間違えてしまったのですが、参考資料の方とリンクする所が沢山あるのですが、参考資料の方はまた後でということになるのですか。それとも、今ここで含めてということになるのですか。

事務局

参考資料については、この後説明する予定はございませんので、その辺りも含めて御質問いただけたらと思います。

岡田委員

では、参考資料の細目協定という方に、だいぶ細かく書かれているので、ここで御質問させていただきたいなと思っております。

参考資料の2の6ページから7ページにかけてなのですが、今回、PM2.5のことについて、対策の追加というものが出されて、これは新たに出されるもので、大変重要な部分だなと思って、これが入るとということは、前回も申し上げましたように、大変うれしいなと思っております。これについてのことで、6ページの一番下、揮発性有機化合物の対策というところが出ているのですが、これが追加されると理解してよろしいでしょうか。

大気保全課長

大気保全課でございます。いま、委員から御質問ありました、参考資料3の6ページから7ページではないかと思うのですが。

事務局

議事録を追加した関係で、資料番号が事前に送付したものとずれております。

岡田委員

わかりました。

大気保全課長

今おっしゃられたのは、揮発性有機化合物の対策の部分でございますね。乙は光化学スモッグ注意報等のという区画の条文かと。これは、すでに今、ございます。

つまり、この条文に則って協定企業さんは、揮発性有機化合物の排出抑制に取り組んでいるところでございます。

岡田委員

そうなりますと、この基本方針を新たに追加されて、ここの部分を直していくということになるのでしょうか。そうすると、これまでも「甲が低沸点揮発性有機化合物対策の改善を要請する」というふうに3の部分で書かれているのですが、これについてはそういったことがあったのか、ということも含めて御回答ください。

大気保全課長

まず、今回の基本方針の考え方は、PM2.5対策を追加する、追加するという考え方です。従いまして、どこに入るのか分からないのですが、とにかく1条、条文が加わる。そういうイメージで考えていただけたらと思っております。

条文追加になります。

例えば、6ページを今ご覧になっているとすると、(揮発性有機化合物の対策)というタイトルがついています。こういう見出しが、(PM2.5対策について)とか、どういう表現になるかは分からないのですが、条文が1個丸々増える。そういう考え方でございます。

岡田委員

なかなか理解できないで、先にお聞きしておけばよかったのですが、申し訳ありません。

まったくPM2.5対策として増える、ということですね。

これまで、前にお話しいただいたように、光化学スモッグの発生やら浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を行っていくことが、PM2.5の対策にもなるというようにお話を聞かせていただいていたので、ここのところをもっと充実させていくということがPM2.5の対策にもなるかと理解をしていたわけなのです。

そこのところの違いと、実際とにかく光化学スモッグ注意報というのは、今年の夏も何回も何回も出されましたよね。

ですから、それに対して、甲が低沸点揮発性有機化合物対策の改善を要請する、ということがあったのかどうか。もしこれが、前からあるのだとしたら、何回かあったのではないかと思うのですが、それに対してあんまり改善されなかったのかなということを思ってしまうわけなのですが、そこのところはどうか。

大気保全課長

質問は2点、PM2.5と光化学スモッグの関係があったと思います。

まず、光化学スモッグの関係からお話し申し上げますと、光化学スモッグの原因物質の揮発性有機化合物がございます。このものは、この5年から10年程で、35%程削減されております。では、光化学スモッグ注意報の発令回数は減ってないじゃないか、という風に思われていらっしゃるのかも知れないのですが、例えば、直近の5年間の注意報の平均発令日数を見ると、つまり、平成21年から平成25年ですが、10.2日。それから平成16年度から平成20年度、この5年間の平均日数が19.2日。ということで、気象条件もあるので中々一概には申し上げられないのですが、決して対策効果がみられていないと、まず認識していません。

また、国の方も、ここら辺については、当初3割発生というのを多くの国のシミュレーションの中でも想定していたので、改善効果がどんな形になっているのだろうかということ、国の方の審議会でも議論しております。

答えから申し上げますと、確かに注意報は出ているのですが、注意報が出た時の濃度が、やや下がっている。つまり、注意報は出ているのだけでも、以前ほどの高い濃度が収まってきている、といったことがございます。そういった形で、これまでの対策を引き続き進めるということが、光化学スモッグ注意報の発令回数を低減できる、そういった可能性があると考えていますので、これは引き続きやっていきたいと思えます。

もう1点、PM2.5対策についてですが、参考資料の5の4ページの所で、4ページの(5)のAのところ、環境保全対策の指導の継続という行がございます。

これが何を言っているかといいますと、今まで協定工場さんに色々対策をとっていただいた、ばいじんとか硫黄酸化物とか窒素酸化物等の対策は有効なので、これはまず引き続きやってくださいと、ただ、PM2.5の環境基準達成状況は低いので、プラスアルファの対策を考えないといけないかもしれない。それはどういう対策が一番効果的か、御説明したように調査をして、色々な可能性を考えながらシミュレーションを行うことになると思うけども、どれが一番効果的なのかなというのを、これからチョイスしていく。

今後、チョイスしていくに当たっては、予め、協定企業さんには対策をお願いすることもあるかもしれないので、予めそういうこともあるかもしれません、ということで、PM2.5対策の条文を追加している。こういったことがございます。

岡田委員

そうすると、PM2.5はこれからということなのですが、これまでの光化学スモッグだとか浮遊粒子状物質に対する、「甲が改善要請をした」ということが何度もあるということなんですかね。

大気保全課長

御答え漏れをしました。

ございます。というよりも、細目協定 5 年ごとに見直しているタイミングがありますが、そのタイミングごとに揮発性有機化合物対策を随時追加している、

例えばこんな例がございます。平成 16 年の炭化水素対策、揮発性有機化合物の対策、従来は夏場だけしか取っていなかった、夏場だけの削減だったのを、粒子状物質の二次生成の起因がございますので、通年で取ってくださいと。どうしても一定の対策を求めるに当たっては、それなりの根拠とか調査をしなければいけないので、そういった意味で細目協定の 5 年ごとの見直しを、タイミングをはかって、対策を少しずつ強化していただいた。

また、事業者さんにも御理解いただいて、ご協力いただいている。そういったことでございます。

岡田委員

大体わかりました。それでですね、今回は固定発生源というところでの PM2.5 の調査をしながら、これからどうするかということになる、ということなのですが、自動車などの移動発生源については、その方向性なんかはあるのですか。

大気保全課長

もちろん自動車対策というのも、これから非常に重要になってくるものです。

これは、自動車 NO_x・PM 法という法律がございまして、この中で、5 年ごとに NO_x・PM 総量削減計画というものを自治体を立てる、こういったものになっております。直近では第 2 期の総量削減計画を作りまして、平成 32 年を目途として、粒子状物質を三十数パーセント削減、そういった計画になっています。

ですから、PM2.5、また SPM もそうなのですが、対策を進めるときに総合的に進めないといけない。ですから、もちろん自動車もやる、工場にも一定程度の協力を求める、あるいはそれ以外にも未発表の発生源がある可能性がありますので、それは調査でよく調べておく。

そういった全体構成になっております。

岡田委員

今回は、固定発生源の所だけではないと、この自動車についてもやると、一緒に同時並行でやるということになっているのですか。

大気保全課長

まず、調査に関しては、工場も調査の対象、自動車関係も調査対象で、これは国の方で排出ガスの調査等やりますので、調査はあらゆる可能性を考えてやります。

今回の部分というのは、あくまでも協定企業との細目協定の改定ということでございますので、その中に PM2.5 対策の条文を一応入れさせていただく。

調査は色々な可能性を考えてやらなくてはなりませんので、工場の調査だけではなくて、国とも連携して自動車、あるいは未発表の発生源もあるかもしれません。そういった、出来るだけ漏れが無いような調査はやっていきます。

今回の基本方針は協定企業との PM2.5 対策の条文追加についてでございます。

岡田委員

では、これから先、調査に応じて自動車関連移動発生源についての、今回は固定企業だけだけれども、これから先、5年後にそれが盛り込まれるということになるのですかね、5年後の次の協定の中でということになるのでしょうか。

大気保全課長

協定企業さんとの今回の基本方針の中には、調査結果によってお願いする場合がある、といったことですので、それは調査結果が、3年かかるとは思いますけれども、分かった次第で、それが協定企業さんをお願いするのが効果的な内容であるという判断がついた段階で、企業さんと協議することになります。

それとはまったく別に、自動車関連は法律で NOx・PM 総量削減計画という法体系が、これとは別にあるということです。

岡田委員

いろいろ分からないことが分かってまいりました。ありがとうございます。

やっぱりですね、自動車というのもかなり大きいのではないかと思いますので、その調査。それから、さらにこれから先、もっと微粒子のものも今出てきているというようなこともお聞きしておりますので、できればそこら辺も合わせるような形での調査というのを期待したいと思っております。

それとあと、7ページの下の方、2番の所で測定等というところもあるのですが、これはまったく紳士協定で、排出濃度を超える恐れがある等の場合に甲に報告するとなっているのですが、報告をされた段階で、それに対して色々改善要求とかをしていくということになるんだろうと思うのですが、特に千葉県の方として、報告だけではなく独自調査等はないのですか。難しいことなのではないでしょうか。

大気保全課長

7ページの測定等の9条2項のことではないかと思えます。

保安上又は公害防止上やむを得ない事由により、この細目協定定める排出総量云々、を測定し甲に報告するもの。この行の条文でよろしいでしょうか。

これはもちろん、企業の方から事前にどうしてもという場合、一番多いのは定期修理という時があります。この定期修理というのは、多くの場合は一度施設を止める場合が多いです。その形もありまして、排ガス処理装置が付いているのですが、全体を通してのバランスがつかなくなり、極めて一過的な形で、この排出基準を超える場合が、非常に短い時間であるが、あると。

これについては、もちろんその期間が短くなるように、もっといい方法が無いとか、色々担当の方も協議しながら、指導させていただく。最終的には、事後の報告で数値を確認。また、大気汚染の場合は、発生源テレメーターシステムというものがございますので、これは常時、時間で監視できますので、そういった大きな超過とかは無いかと思っております。

あと、基本的な部分ですけども、立入調査というのをやっております。協定企業に対してですね。そういったもので、もちろん排出量の確認等しているところでございます。

岡田委員

ありがとうございました。ほんとに大事な部分で、PM2.5については特に喘息の発生源になっているのではないかというようなこともありますし、先ほども申し上げましたように、さらに微粒子のものも、今出てきているという、ナノ粒子というのでしょうか、出てきているというようなこともありますので、調査の方を万全にさせていただければと思います。

安達部会長

他にいかがでしょうか。

近藤委員

まず、最初に希望なのですが、水循環基本法につきましては、法律の中にも地域ごとの特性というのが明記されておりますとおおり、恐らく国が出してくるのは大枠の考え方のみであると思えます。今後5年間ということですので、是非とも、この湾岸地域という地域の特徴、千葉県の特徴に合った対応というのを、是非ともお願いしたいと思えます。

資料1に書かれた、この地下水採取量の減少とそれに伴う地下水位の上昇というのは教科書に載る歴史になっている。これから5年間で水循環基本法も恐らく歴史的な出来事になっていくと思えますので、ぜひともお願いいたします。

それから2点目ですけども、先ほど山室委員からも質問ありましたが、水質汚濁の防止、地盤沈下の防止の所で、1年間に2センチを超える沈下というのは、年度によって違うのですが、茂原、長南や八街地域ですかね。湾岸では2センチを超える沈下はないと認識していたのですが、ここに書いてあるということは、やはり湾岸地域における協定というものが、千葉県全体の施策に対する影響が、すごく大きいという認識の下でやられているということで、認識でよろしいでしょうか。

水質保全課長

先ほど私が言い洩らしてしまったのですが、先生のおっしゃられるとおり、昨年度の調査、平成 25 年度の調査で、2 センチ以上の沈下が見られたのは、長生村の 1 地点であったのですが、他の地域については 1 センチ未満でした。

特に、市原地域については、こちらの協定工場がある地域においては、前回の資料にもございましたけれども、大幅な地盤沈下の方の傾向としては、鎮静化されていると認識しております。

当時、協定は、先ほど資料 1 の説明の時に述べさせていただきましたが、昭和 49 年以降、やはり、こちらの協定工場の地域、千葉市から富津市の地域にかけて、地盤沈下が非常に著しいということで、そこを重点的に調査しまして、最終的にはいろいろ採取量の規制というのを協定で盛り込んだところでございます。

坂本委員

少し先ほどの、オゾンと PM2.5 について国の方で色々やっている立場から申し上げますと、オゾンの場合ですと、先ほどの説明でほぼ十分なんですが、一つには NO_x 濃度が非常に減ってきているために、NO とオゾンの反応がどういう風に起こるか、要は、オゾンが増えた時に NO_x が出れば、NO_x とオゾンが反応してオゾン濃度が減るわけです。かつてはそういう効果もあったけれども、今はそういうことがなくなったのと、越境汚染とが同時に起こってきているために、従来ほど VOC とかが減っても効果が上がりにくい状況になっている。

そして、揮発性炭化水素などの人為起原のものに加えて、人為起原のものが減るということは自然起原のものが相対的に増えるという形になっていて、今、非常にそういう難しい状況になってきているということ。

当時、VOC の規制をした時には、欧米それから韓国等と比べて、日本は面積当たりの VOC の排出量が相当に高い状況にあって、ある意味では、早急な対策をやっていないと、今後さらに難しい問題が起こるだろうというようなこともあって、PM2.5 と光化学オキシダントの対策を考えてやったわけですが、光化学オキシダントの方は、先ほど申し上げた通り、NO_x が減ることによって、オゾンを含めて今まで食ってた部分が無くなってしまったということと、一方で越境汚染が増えている。アジア圏の NO_x の排出量は、日本は減っているけれど、アジア圏としては増えている。そういうような問題があって、非常に難しい状況になっているので、3 年ほど前でしょうか、VOC は減ったのに、なぜオゾンは減らないのかというような形での検討委員会を作って、先ほど事務局から説明のあったような、高濃度の部分の所は少なくとも減ってきているというような形で、多少なりとも他の要因を引いても効果が一部あったのではないかと、というようなところまでのデータが出ています。ただしそれは、最終的にはシミュレーション等によって、それ確認して、さらにどういふことをやるべきかを考えて行く、という状況に今ございます。

それから、PM2.5 につきましても、それと同じような状況がございまして、先ほど揮発性炭化水素が人為起原のものが減っている、自然起原のもの、自然起原のものでも針葉樹から出るものとか、広葉樹から出るような炭化水素というものがあって、それ自身が反応するとエアロゾル、粒子状物質になったり、それからオゾンを食うものもあったり、そういうよ

うな状況で、今、自然起原の VOC の排出量をきちんと見積もってやっていくようにする。

それからもう一つ、微小粒子状物質の濃度が非常に減ってくると、これまで問題にしなかった発生源が、希少発生源が沢山あるものをきちんとデータを取らないと、今後の詳細な対策が出来ない。

かつて、自動車の後に黒い煤が舞っていたころは、まさに黒い煤を減らせば粒子状物質が減るという形で、はっきりとわかるものがあったので対策が取り易かったのですが、現在ではそういう所には無くなってきている。

その一方、自然起原の別の要因が出てきて、全体の PM2.5 の相というのを複雑にしている状況で、現在それをきちんとやる為には、まず、分かっている発生源のエミッションインベントリという形で、どんなものがどのくらいの社会活動度に応じて出ているかというのを、そういったものをきちんと捉える。それから、各発生源から出ている粒子状物質の特徴を捉えるという形で、エミッションプロファイルを整備していく、というようなことを千葉県でもかなり強力にやっているわけですが、全国的にそういうものを国を挙げてやって、エミッションインベントリ、エミッションプロファイルを作って、それでどこの部分を減らすのが一番効果的にできるだろうか、というのをやるための委員会をいくつか動かしているという状況でございます。

それで、先ほどの話のように、PM2.5 はかなり健康影響の点についても考えるべきところがありますので、急いでやる必要はあるのですが、そういう情報が少ない中で、どういう対策が出来るかという、やや難しい。あまり、何かをやっても、税金を使うだけということにならないようにすることも同時に考えて行かなければいけないということで、様々な情報を取り、国全体でとしてやっていくという状況です。

安達部会長

ありがとうございました。何かございますでしょうか。

小関委員

ちょっと専門外で、地下水のことで教えていただきたい。

千葉県内の地下水の流れというのは、内房方向に流れるところと、外房方向に流れるところがあるかと思いますが、先ほど、外房で地盤沈下していて、内房での規制をすることが有効だと、私はお話の中で理解したのですが、それは間違いないことでしょうか。

水質保全課長

すみません、資料の書き方の方で誤解を招いたかもしれませんが、先ほどの、平成 25 年度には外房の長生村で地盤沈下 2 センチ以上の所が 1 点見られたということなんですが、必ずしも市原地域のものが千葉県全土ということではなくて、規制については、指定地域等ありますので、そういったところを考えあわせて、決めさせていただいております。

特に、今回の環境保全協定の場合については、市原地区の工場を対象としておりますけども、これは千葉から富津にかけての過去の地盤沈下の状況というものがございますので、それを鑑みて、引き続き従前のこれまでの対策を続けていけば、今の状況が続くのではないかと考えております。

小関委員

了解しました。

山室委員

先ほど、坂本先生の方から越境汚染という用語が出されたと思うのですが、日本海側のある自治体のこういう水質などの対策を検討する会議の座長をしております、そこでは当然ながら越境汚染の影響を今後調べなければいけないということが盛り込まれているのですね。今日、拝見した物の中にそれがないのは、ここは日本海側と違って、その影響を全く考えなくても良いのだということが、既に研究上明らかになっているのかなと思ったので、ここにはないことに疑問を持たなかったのですが、一方で、坂本先生はやはり越境汚染ということを言われているので、なぜ、あえて越境汚染というのを原因として書かれていないのか、教えていただけますか。

大気保全課長

少し書いてあるのですが、参考資料5なのですが、(1)のイのPM2.5の発生源という所なのですが、下から2行目で「さらに海外からの移流分など」というところが越境汚染を念頭に置いた言葉になっております。

今後、シミュレーションをやる過程なのですが、もちろん海外からの移流分みたいなものを考えないと、数値的にも合っていないと考えております。従いまして、検討を進める際には、必然考えなくては、答えがきっちり出せない、といったところです。

山室委員

ありがとうございました。それをもっと明確になるような形で、ちらっと書くのではなく、かなり大きな部分になるのかなと私は考えております。

坂本委員

いろんなところでまさに国外国内の発生源の割合が問題になるのですが、では今、私たちがいろんな形でやっていって、対策が比較的近いうちに取りうるものはどちらかなのかと言ったときに、あまり越境汚染ということだけを声高に叫ぶと、何をやってもどうにもならない、そういうような話に行く可能性もある。特に、関東圏でいえば、まだ少なくとも越境汚染が5割を超えてるということはないですから、そうすると、国内の方の発生源で濃度が高まっている要因を考えて行って、まずはそういう要因を減らしていく。その一方では、日中韓で色々やっていますけれども、政府対応の形で動かしていく、という形でやっていくべきで、越境汚染だけが取り上げられるのは、特に避けたいという感じを持っています。おっしゃられるように、現状では、越境汚染がベースにあって、そしてその上にこちらからの発生源の変動があるということですので、それを書き加えたほうが良いと思います。

山室委員

私は越境汚染といったときに二つイメージしているものがありまして、一つは海外です。もう一つは国内で、例えば埼玉県の秩父、秩父自体には発生源がないのですね、けれども首都圏からのが、荒川低地を抜けて行って、寄居の辺りで、ものすごい量の硝酸が降るといことがございます。千葉は、そういうことはあまりないと思うのですが、やはり県外からの越境汚染というのも多少はあるのかなと思ひまして。

坂本委員

「多少ではなく」です。

山室委員

かなりあるのですね。越境汚染と言ったときに、海外ということだけではなくて、一応言葉として入れておいて、どれくらいかというのを検討していくことも大切かなと思ひ、発言させていただきます。

坂本委員

いまの問題がありますので、千葉県だけで対策をやっても、濃度がそう大きくは下げられない可能性が高いのですね。

今、千葉県も含めて、関東圏では広域の調査を研究所ではやって、そして、東京都内の発生源で減らした場合にどれだけ減るかという、多分20%ぐらいしか行かない形になる。その周りが30~40%くらいある。そして残りが越境汚染だったり、そういうような状況が、多少の数値の違いはあるが、千葉も埼玉もそうです。私は寄居の出身ですので、今のお話は良く承知しているところで、ちょうど関東平野で山が出来始める所で、そうすると色々なデポジションが非常に起こりやすいところで、それから光化学スモッグがちょうど反応時間を経て良い濃度になったところにある、というのも関係しています。

安達部会長

そもそも千葉県だけで考えても無理なのですよね。神奈川とかの工業地帯を全般見渡してやらないといけないことなのでしょうけども、協定ですから地域を限ってやらざるを得ない。ただし、よそから来るものもありますから、今、色々委員の方から論点がありました。もう少しはっきりと書いた方が良くないかと思ひます。ちょっと考えてみてください。

小関委員

県内の企業では、PM2.5の発生源調査に協力すると聞いているのですが、その結果、3年後にシミュレーションが行われると思ひますので、そういう際には、今話があったような、どこまでその境界を取るのか、十分ご配慮いただきたいと思ひます。

瀧委員

地下水及び地盤沈下の件で、第 20 条の関係で、新たに地下水取水量が超えた場合の扱い方について、資料の 2 の一番最後のページに書いてありますが、当該取水量を超過した場合の手続きについて規定がないことから規定を作る、とあるが、これはよろしいと思いますけども、この趣旨が良くわからない。作ってどうするのか、オーバーした部分を今後認めて行くような形にするのか、あるいはどうするのかですね。現状を監すると、オーバーした部分がどれくらいあるということを理解するという意味ではよろしいかと思いますが、その後どうするのか。そのことについて、もし、お考えがありましたら、お教えいただきたいと思います。

水質保全課長

個々の部分ですけども、変更は今先生がおっしゃられたように、地下水採取量はこのように定められておりますけども、超過した場合にどうするんだという手続きがなかったわけです。ですから、超過したら超過しっぱなしということだったのですが、これを今回、報告の事項を設けることによって、我々も超過という事実を確認しますし、必要があれば、採取量というのは互いの、企業さんとの相対のお約束ですので、約束を守るように話をさせていただきたいと思っております。

瀧委員

では、守らない場合と言ったらいいのでしょうか、あるいは超過した場合には罰則が掛かってくるのか、そういうようなことを将来的には考えていると、こういうことになりますかね。

それからもう一つです。私は、罰則云々というところまでは、あれですけども、いくらまで採取したらいいのか、許容できるのか、そういうものは設けるというか、知っておく必要があるのではないかと。ですので、前回議事録をみますと、シミュレーション云々、これはやっておく必要がある。

それは、高度なシミュレーションでなくとも、やはり現在の状況における、敢えて言うと、ラフなシミュレーションでもよいですし、経験的なものでも良いですし、何かを持っておかないと、「オーバーしました。」、「はいそうですか、ではこの書類に書いてください。」、これで終わってしまうのは、どうもあまりすっきりしないような気がするのですね。

一つ、その辺り御検討いただきたいと思います。

水質保全課長

一番目の御質問でございますけども、超過した場合どうするのか、罰則はあるのかということですが、環境保全協定自体が、いわゆる紳士協定でして、罰則という規定はございませんので、あくまでも行政指導の範疇内で守るようにお願いする、というスタンスを取っております。

あと、後段の部分のシミュレーションの話でございます。前回は御指摘ございました。今現在は市原地域の揚水について、先ほど冒頭の参考資料3の説明でもございましたけども、揚水量とそれから観測井の状況等、そういったものをこれからもきちんと観測して、その状況の推移を見て行きたいと思っておりますし、そういったことを基に、色々考えて行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

小関委員

今の地下水採取量の超過した場合の手続きについて、企業側からするとですね、どのような報告書に基づいて、どのようなタイミングで報告して、当然その超過した原因と対策についても協議させていただくわけですが、そういうものを定めていただいた方が、スムーズに報告できる。超過したものをそのまま放っておく、そういうことではなくて、どういう手順を踏めばいいのかを共有化しましょう、こういうことだと思いますので、今回新たに制定されることはいいことであると思っています。以上です。

安達部会長

他にいかがでしょうか。

瀧委員

小関委員の御発言、そのとおりだと思います。また、そういうことを明確に示すべきではないかと思っています。ですので、罰則を掛けるとか、そういうのではなく、その先をちゃんと考えてやっておられるのですねと、ある意味の念押しの発言です。

それから、その時に水量というのは、適正な水量というのを県としてしっかりと持つておく必要があるのではないか、ということですね。それは、最終的なというか、非常に詳細なシミュレーションを行っての適正な水量というわけでもなくとも、いわゆる一般の科学的、現実のデータに基づき、そういうようなもので、ある程度、大体これくらいの量のものが利用可能な水量であると、その範囲に入っているかどうかという、こういう事を含めてですね、検討というか、行政指導していただきたい。

それから、もう一つ追加するならば、今回のこれは、実際に現在存在している企業に対しての話であって、新たに企業を起こしたいという方々に対して、そのある意味の権利をその分のオーバーした部分だけ削ぐわけですから、そういう案も考えておく必要もあるのではないか、適正水量というのはそういうのも含めて考えて行く必要があるのではないか、そのように思います。

安達部会長

ありがとうございました。今の御指摘に対して、県の方で何かありますか。

水質保全課長

今、先生のおっしゃられたことは、私共、大きな課題だと認識しておりますので、これからも引き続き考えて行きたいと思っております。

安達部会長

他にいかがでしょうか。

坂本委員

資料3のPM2.5についての対応、二つ目のところですが、ここの文章で、今日はこういった形しかないかと思うのですが、認識として、PM2.5の発生源、工場、自動車、船舶、航空機、自然由来、こう書いてあるのですが、例えば、比較的これまでも対策が進んでいたところと、そうでないところはだいぶ違うものがある。そういう部分を、我々が認識しておかなければいけないということを申し上げたいと思う。例えば、東京湾の湾岸に、船舶がどういう状況にあるかで、自動車、工場等は油の制限もきついのに対して、船舶の方はまだそこまで十分になっていないのですね。そうすると、湾岸付近の所はある成分の濃度が上がって、それが場合によると微小粒子状物質の前駆体になっている可能性もある、というような所もありますので、書き方としてはこういった書き方しかないと思うのですが、そういうことを承知して、運輸省といったところに働きかけをしていくようなことも必要になるのではないかと、思います。

それから、先ごろPM2.5が越境汚染、それから他県から、それからローカルになって千葉とか埼玉とかある程度どうだという話をしましたけども、一方、環境基準の決め方というのが、1日平均値が35マイクロというのは、年間の98%タイル値で、高濃度の方からいくつまでの所がそれを超えないようにするという形ですので、いわば、いくつか高濃度が出た時の濃度を減らせれば、その基準値は達成というような形の所もある、若しくは下がるところまで行く訳です。そうすると、越境汚染がこうある、他県の部分がこうある、そしてローカルがこう動いているとすれば、そのローカルのもがどういう発生源が寄与が大きいのか分かって、それに対する対策をとれば、今言った、年間98%値の所に至らない形で数を減らせるかもしれない。そういうような意味で、それぞれの地域で対策をやりつつ、広域に広げて行くということが重要であろうと思う。

安達部会長

有難うございました。他にいかがでしょうか。

近藤委員

地下水の話なのですが、やはり湾岸地域の議論を進めるに当たって、地域の特徴、というのは、今、湾岸地域で帯水資源というのは深くて、400メートルぐらいですし、東京湾を中心とする地下水盆の中の帯水資源を使っている。それからまた別に天然ガスが埋まってまして、それは深度が全然違う。こういった情報を参考資料として付け加えていただいて、委員の方々に説明いただくと、この協定の中身により深い議論が出来るのではないかなと感じました。

安達委員

ありがとうございました。何か先生方、ありませんか。

桑波田委員

二つほどありまして、今回は細目の協定ということで、この基本的な考え方の2番目の対象工場とその提携の機関というのがあります。それで、基本的には京葉コンビナートの部分の対象になっているかと思うのですが、先ほどから色々PM2.5 に関しての大気移動とかあるときに、今回のこの協定ということではなくて、今後、県内には茂原とか色々、このPM2.5の資料にありますように、色々な企業さんがいらっしゃるの、今回ではなくて、今後その企業に対して協定を結んで行かれる方向なのか、ということが一つ。

もう一つは、私たち県民としまして、マスコミに騒がれているPM2.5 ということに関しての不安がとても多くあります。正しく知るといことが、とても難しい状況にありますので、この協定の中で、企業さんは周知をするという報告が、義務がある的なことが書いてあるのですが、逆に請うというか、県側の立場として、県民にPM2.5を広く理解してもらおう。そのような場面というか、環境学習的なそういうところも今後必要かと思っておりますので、二つ程、質問させていただきました。

大気保全課長

PM2.5 に関しては、幸いと言いましょうか、県民の方の関心が高いと思っております。今、私たちがどうやって県民に情報提供をやっているかと言いますと、もちろん市町村を通じてやる。それから、ホームページに出来るだけ載せる。もう一つは、大気環境メールというのがあるのですが、その携帯メールに登録していただくと、いろんな情報も得られます。いま4千3百人程おられます。とにかく、県民の方にいろんな情報を提供するという事は、大変大切なことかと思っておりますので、引き続き努力していきたいと思っております。

安達部会長

もう一つ、水の方の御質問があったと思いますが。

環境政策課副課長

協定を他の地域でも締結していくのか、という話があったと思うのですが、基本的に協定については現在、協定を締結している臨海部の企業ということで考えております。

PM2.5 を例にとると、今、発生源等の調査をして、成分分析などを行いながら効果的な対策を検討していくこととしているので、協定企業だけでなく対策が講じる必要が生じれば、その対策を講じて行かなければならないということだと思います。

なお、対策の手法については、協定を締結するという方法でなくても対応していけるのだらうと思いますので、今後検討していくということになると思います。これは PM2.5 に関することだけではなく、水質汚濁の防止などについてもそうでしょうし、そのように進めていければと思っております。

安達部会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

勝山委員

諮問事項と直接の関係はないのですが、先ほどの瀧委員の意見とも少し似ているのですが、排水の問題なのなのですが、私の記憶では、2005 年、9 年前に、千葉市のある大手の会社の周りの排水の排水データの改ざん問題があって、その後、5、6 社芋づる式に似たようなところが判明したと、それぞれの会社は県と市との改善指示を受けて、改善報告をしたというようなことがあったと思うのですが、つい先日、9 月の初旬に、また、市原市の先ほどの 5 つか 6 つのうちの同じ工場が海上保安部に摘発を受けて、今、捜査を受けている、という状況があります。

まさに基本協定、先ほどの紳士協定ということですが、その基本協定の根幹を揺るがすようなことがまだ行われているという、そういう紳士でない企業がまだおるんだという所を、十分認識いただいて、十分な指導なり協定を充実させるような体制の構築に、万全を期していただきたい。協定だけ結んで、それも守られなければどうしようない話でございますので、その点お願いしたいと思っております。

安達部会長

御要望でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。他にいかがでしょうか。

他にないようですので、今回の諮問事項に関しましては、審議会会長へ当部会の意見を述べる必要があります。

そこで、今回、知事からの諮問のあった「環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針（案）について」ですが、これまでの議論を踏まえると、概ね原案どおりで支障はないと思われませんが、「微小粒子状物質対策の追加に対する記述において、船舶及び航空機もPM2.5の発生源であることから、船舶及び航空機を発生源に追加して文を修正いたします。」ということで発表させていただきたいと思ひます。

審議結果につきましては、会長の意見を經て、審議会の議決として会長名で答申することとなりますが、私が審議会の会長でもありますので、今、述べました内容で答申したいと思ひます。

他に何か、御意見ご質問がございますでしょうか。それでは質問等は無いようですのでこれで終了いたします。ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

矢沢環境生活部次長

どうもありがとうございました。一言、御挨拶をさせていただきます。御礼申し上げさせていただきます。

環境の保全に関する細目協定改定に係る基本方針案につきまして、この合同部会で2回にわたりまして御審議いただきまして、誠にありがとうございました。最終的に文言の修正ございますが、これから答申をいただきました後、早速、改定に向けて手続きを進め、年度内に新たな細目協定を締結しまして、平成27年度から運用していきたいと考えております。

今回の御審議の中で、PM2.5対策について、発生源が越境由来も含めて多岐に渡ることから、協定工場だけではなく、自動車などの移動発生源対策、さらには広域的な対策が重要であること。また、水循環基本法の理念を活かして、地域特性を踏まえた地下水管理への取り組みを進めること等の意見をいただいたところでございます。

このような点にも十分配慮しながら、協定を含め環境行政を推進してまいりたいと考えております。今後とも引き続き、本県の環境行政に御指導いただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

事務局

長時間にわたり御審議いただき、本当にありがとうございました。以上を持ちまして、本日の合同部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

—以上—